官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　二
（厚生労働一八六）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一八七）
○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件
（農林水産一〇一八）

〔その他告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　三
（金融庁六四）
○特定国外派遣組織を指定する件
（総務二二五）
○令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件
（中央選挙管理会九）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件
（財務一七二）
○保安林の指定をする件
（農林水産一〇一九～一〇二六）　四
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件
（同一〇二七）　五
○高速自動車国道に関する件
（国土交通四八四～四八七）　六
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛一五六）
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定に基づき、対象施設の管理者として指定した件（同一五七）　七
○道路に関する件
（中国地方整備局五三～五五）

〔人事異動〕
内閣　宮内庁　財務省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕
官庁事項　七

〔官庁報告〕
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八

日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配四九）　九

〔公　告〕
諸事項

官庁
財団、特別支給手続開始決定関係　一〇

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二

会社その他　二四

法規的告示

○厚生労働省告示第百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又は口に掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)・(2)　（略） (3)　オメプラゾール (4)～(16)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又は口に掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)・(2)　（略） （新設） (3)～(15)　（略） 二　（略）

○厚生労働省告示第百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、オメプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する内用剤であって、令和七年十二月二十七日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和七年六月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(267)　（略） （削る） (268)～(1252)　（略） 九　（略）	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(267)　（略） (268)　オメプラゾール (269)～(1253)　（略） 九　（略）

○農林水産省告示第千十八号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　制限措置の内容

(一)　許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ　21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ　3.5トン

(二)　養殖場の総面積

3平方メートル以上

(三)　養殖場の数

にほんうなぎ　439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場　402

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場　37

にほんうなぎ以外の種のうなぎ　103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場　69

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場　34

二　許可を申請すべき期間

令和７年６月30日から同年９月29日まで

三　許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和７年11月１日から令和８年10月31日までとする。

四　水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

(一)　国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

1　農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

2　前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一(一)の水産動植物の総量又は一(三)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、(一)1の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は１キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と㈡１の申請に係る許可の数量の合計が一㈠の水産動植物の総量に、又は一㈡の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

㈡　既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

㈠１の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

１　許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

２　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン（一㈠に定めるにほんうなぎの総量）及び439（一㈡に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

３　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン（一㈠に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び103（一㈡に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

４　許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

一　既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二　前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三　既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四　にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

五　令和７年12月１日以降にうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）第６条第１項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを３年間保存しなければならない。

その他告示

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［二～百九　略］ 百十　東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社 百十一　ＳＢＩ東西リアルティ株式会社 百十二　グッドマンジャパンファンズ株式会社 百十三　株式会社キャプラ・インベストメント・ジャパン 百十四　フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社 百十五・百十六　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［二～百九　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 百十・百十一　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　豪州（ランドウィック）における実動訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年六月二十九日から令和七年八月四日まで

三　派遣人数（概数）　四十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦

○中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十七日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

令和七年七月二日

○財務省告示第百七十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年五月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年六月二十七日　財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	400,000,000円	101.99円
〃	第25回	100,000,000円	107.64円
〃	第25回	100,000,000円	107.68円
〃	第26回	100,000,000円	105.74円
〃	第26回	100,000,000円	105.78円
〃	第27回	7,500,000,000円	103.98円
〃	第28回	2,000,000,000円	103.40円
〃	第28回	900,000,000円	103.65円
〃	第28回	1,800,000,000円	103.94円
〃	第29回	5,600,000,000円	101.98円
〃	第29回	500,000,000円	102.38円
〃	第29回	1,000,000,000円	102.49円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　北海道札幌市手稲区手稲金山一四七の一地先・一四七の一・一四九の一・一五〇の一・一七三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一四八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

手稲区手稲金山一七三の一（次の図に示す部分に限る。）、一四七の一地先、一四七の一、一四八、一四九の一、一五〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　北海道上川郡愛別町字豊里三一〇の一・三一〇の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野字中須八四七八の一、八四七九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町宮田字水洞口一九六三の一、一九六四の一、一九六五の一、一九六六の一、一九六七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町小那比字桑ケ島六八七九の一・六八八〇の一・六八八一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川樅ノ木山字堂ノ向九四五の一から九四五の三まで、四二七五、字日浦山一一〇〇、四四五四、四四五六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸市奈比賀字東荒谷六五〇の一七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡安田町小川字ミナミタニ五七七の二、字ギンロクダニ五七八の一、五七九の三、字クロハザ五九三の五、字クマノウチ八五三の一九、字ナカウ子九二七の七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八八、四一〇円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
二　異性化糖軽減額　零円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七〇、二五四円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、六一一円）
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一六六、九五七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、三六七円）
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二七、四八六円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四七、五七九円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八九、一四〇円
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
適用期間　令和七年七月一日から九月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・九一〇	一キログラムにつき一九六円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・二一三	一キログラムにつき九円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二一	一キログラムにつき二九円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	五・七七一	一キログラムにつき四六円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	四・九八〇	一キログラムにつき四〇円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二六三	一キログラムにつき三四一円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	○・八三二	一キログラムにつき一六円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	○・七八一	一キログラムにつき一五円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	○・八〇〇	一キログラムにつき六四円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき二二四円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき一三九円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三七八	一キログラムにつき一一一円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一二・二三九	一キログラムにつき九八八円

規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一五・〇六三	一キログラムにつき二、三〇五円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一八・七六二	一キログラムにつき一、六一六円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	九・一三一	一キログラムにつき六六三円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	三・二〇七	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・二三六	一キログラムにつき一三三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・二三六	一キログラムにつき二三四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	〇・八三二	一キログラムにつき六七円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八〇〇	一キログラムにつき五六円

○国土交通省告示第四百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中部横断自動車道	静岡市清水区葛沢字上西山七九六番三から同市清水区葛沢字上西山七九八番三まで	前	最大 二〇六 最小 一七〇	三八
		後	最大 二一六 最小 一七三	

○国土交通省告示第四百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東海北陸自動車道	南砺市椹字北谷九二番二から同市真木字北小谷平一〇番まで	前	最大 六八 最小 三八	一二二六
		後	最大 七六 最小 三八	

○国土交通省告示第四百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
常磐自動車道	いわき市山田町壱町田四一番一から同市山田町長沢三六番七五まで	前	最大 六六 最小 二七	四二二
		後	最大 六六 最小 二六	

○国土交通省告示第四百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋神戸線	高槻市成合北の町五四九番三から同市成合北の町五四九番五まで	前	最大 七五 最小 六六	二二
		後	最大 一〇〇 最小 六六	

○防衛省告示第百五十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

対象防衛関係施設の所在地	佐賀県佐賀市	陸上自衛隊佐賀駐屯地
対象防衛関係施設の区域	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道九千四百七十六番二十九
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。）
	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第百五十七号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊佐賀駐屯地	佐賀駐屯地司令

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び二百五十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
備前市香登西字大道田一七六番一から同市香登西字大門二〇番一まで	前	一三・三九～二五・七三メートル
	後	一七・四九～二四・九七メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び二百五十号	備前市香登西字大道田一七三番一から同市香登西字鍬之元一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十七日

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市三刀屋町三刀屋一一番から同市三刀屋町三刀屋五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十七日

人事異動

内閣

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を命ずる（以上六月二十五日）

宮内庁

（長官官房総務課広報室長）内閣府事務官　藤原麻衣子

警察庁に出向させる（警察庁サイバー警察局サイバー企画課重大サイバー事案対策企画官）警視正　坂本　俊介

内閣府事務官（長官官房総務課広報室長）に転任させる（以上六月二十三日）

財務省

独立行政法人国立印刷局監事に任命する（各通）（六月二十日）　新井　清　光本　滋

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事春名克男及び同下田厚郎は六月二十日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、六月十九日午前九時二十分御出門、広島県へ行幸啓、同月二十日午後八時三十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ルーマニア大統領ニクショール・ダン閣下の大統領就任につき、六月二十三日御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

カナダ総督閣下
セネガル大統領閣下
ジンバブエ大統領閣下
ナミビア大統領閣下
イスラエル大統領閣下
キルギス大統領閣下
ガボン暫定大統領閣下
サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン国王
マリ暫定大統領閣下
チェコ大統領閣下
東ティモール大統領閣下
ベナン大統領閣下
ジブチ大統領閣下
タイ国王陛下
フィリピン大統領閣下
スウェーデン国王陛下
大韓民国大統領代行閣下
スリランカ大統領閣下
オーストラリア連邦総督閣下
アメリカ合衆国大統領閣下
英国国王陛下
ノルウェー国王王妃両陛下
フィジー大統領閣下
サンマリノ執政閣下
ドイツ大統領閣下
トルクメニスタン大統領閣下
オーストリア大統領閣下
パラグアイ大統領閣下
ローマ教皇台下
ブルガリア大統領閣下
ヨルダン国王陛下
スペイン国王陛下
オランダ国王王妃両陛下
アラブ首長国連邦大統領ムハンマド殿下
ポルトガル大統領閣下
マーシャル大統領閣下
カンボジア国王陛下
リトアニア大統領閣下
バングラデシュ大統領閣下
スイス大統領閣下
アルメニア大統領閣下

ブータン国王陛下
イタリア大統領閣下
アルジェリア大統領閣下
シンガポール大統領閣下
トンガ国王陛下
モロッコ国王陛下
中華人民共和国主席閣下
セーシェル大統領閣下
モンテネグロ大統領閣下
インドネシア大統領閣下
イエメン大統領指導評議会議長閣下
北マケドニア大統領閣下
ブルネイ国王陛下
クロアチア大統領閣下
モルディブ大統領閣下
アゼルバイジャン大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
ウズベキスタン大統領閣下
スロベニア大統領閣下
ルーマニア暫定大統領閣下
トルコ大統領閣下
インド大統領閣下
ネパール大統領閣下
カザフスタン大統領閣下
タジキスタン大統領閣下
モンゴル大統領閣下
マルタ大統領閣下
スーダン主権評議会議長閣下
パキスタン大統領閣下
フィンランド大統領閣下
ギリシャ大統領閣下
ラオス国家主席閣下
キューバ大統領閣下
バーレーン国王陛下
コートジボワール大統領閣下

ベルギー国王王妃両陛下
モーリタニア大統領閣下
ベトナム主席閣下
セルビア大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
カーボベルデ大統領閣下
モルドバ大統領閣下
アルバニア大統領閣下
チュニジア大統領閣下
タンザニア大統領閣下
スロバキア大統領閣下
ニュージーランド総督閣下
ラトビア大統領閣下
クウェート首長殿下
コソボ大統領閣下
カタール首長殿下
マレーシア国王陛下
ポーランド大統領閣下
エストニア大統領閣下
エジプト大統領閣下
イラク大統領閣下
ケニア大統領閣下
エチオピア大統領閣下
エルサルバドル大統領閣下
アンゴラ大統領閣下
ギニア暫定大統領閣下
オマーン国王陛下
レバノン大統領閣下
ベルー大統領閣下
ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領評議会議長閣下
マダガスカル大統領閣下
ブルキナファソ大統領閣下
キプロス大統領閣下
ガーナ大統領閣下
コンゴ民主共和国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 占用を制限する区域　区域　備考

下関市長府印内町一六〇七番六から同市長府中土居本町一四六三番四まで　周南市大字呼坂字西馬場一三二七番八から同市大字呼坂字西馬場一三二七番七まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び九号

(三) 占用を制限する区域　区域　備考

下関市長府才川二丁目四一番四から同市長府才川二丁目三七八番九まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び百八十七号

(三) 占用を制限する区域　区域　備考

岩国市関戸字堂ろじ七三三番一から同市関戸字堂ろじ七三三番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日
(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月二十七日　中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類	一般国道	
(二) 路線名	百八十八号	
(三) 占用を制限する区域	区域	備考
	光市大字室積村字西梶取一九番一から同市大字室積村字高岩四五番一まで	
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年六月二十七日	
(七) 図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月二十七日　中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類	一般国道	
(二) 路線名	百八十一号	
(三) 占用を制限する区域	区域	備考
	下関市大字福江字前ノ田一八七六番一から同市大字福江字芽尻二〇三五番二まで	
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年六月二十七日	
(七) 図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所	

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

千葉県浦安市港54番地**清水鋼鐵株式会社**の工場財団に北海道苫小牧市字勇払145番地13清水鋼鐵株式会社苫小牧製鋼所の機械、器具等を追加する登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年６月27日　　札幌法務局苫小牧支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　三頁

令和七年六月二十七日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号
（甲）ウィーメックス株式会社
代表取締役　高橋　秀明

東京都品川区上大崎二丁目一三番三〇号
（乙）ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社
代表取締役　小原　順二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　五十二頁（号外第六十五号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号
（甲）株式会社ザ・キッド
代表取締役　平山　茂則

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号
（乙）株式会社マーリン
代表取締役　平山　茂則

東京都世田谷区東玉川二丁目一七番四号
（丙）有限会社エリック商事
代表取締役　平山　茂則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月二十三日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月二十三日
掲載頁　三頁

令和七年六月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号
（甲）ＡＯ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　山田　耕次

大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号
（乙）株式会社アクトワンヤマイチ
代表取締役　山田　耕次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式三百六十株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　二頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番一一号
（甲）株式会社ＯＮＥ　ＷＥＤＧＥ
代表取締役　橋田　博明

東京都葛飾区細田一丁目四番七号
（乙）株式会社ＯＷ
代表取締役　橋田　博明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都港区南青山二丁目二番一五号
（甲）合同会社大和企画
代表社員　桝永　浩一

東京都台東区上野六丁目一番六号一〇〇五号室
（乙）合同会社常陸企画
代表社員　桝永　浩一

合併公告

左記会社は、合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）https://trn-g.com

令和七年六月二十七日

東京都港区海岸一丁目二番三号
（甲）店舗流通ネット株式会社
代表取締役会長兼社長　青木　達也

東京都港区海岸一丁目二番三号
（乙）ＴＲＮ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
代表取締役社長　青木　達也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://mentorme.co.jp/

令和７年６月二十七日

東京都千代田区六番町一番七号

（甲）株式会社Ａｏｂａ－ＢＢＴ

代表取締役　柴田　巌

東京都千代田区二番町三番地

（乙）ＭｅｎｔｏｒＭｅ株式会社

代表取締役　宮本　圭介

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月二十七日

東京都港区北青山二丁目七番二八号

（甲）表参道税理士法人

社員　愛知貴加年

東京都港区西新橋二丁目一九番四号喜助西新橋ビル三階

（乙）フェニックス国際税理士法人

社員　中村　大相

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月二十二日

掲載頁　六十五頁（号外第一一二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月二十二日

掲載頁　六十一頁（号外第一一二号）

令和７年６月二十七日

東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四

（甲）山崎教育システム株式会社

代表取締役　山﨑　正

東京都東村山市久米川町五丁目三三番地二四

（乙）株式会社ヤマザキ

代表取締役　山崎　正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年４月十一日

掲載頁　四十四頁（号外第八十二号）

令和７年６月二十七日

東京都中央区新川一丁目一六番三号

（甲）セグエグループ株式会社

代表取締役　愛須　康之

大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号

（乙）ジェイズ・ソリューション株式会社

代表取締役　上村　達也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年５月二十七日

掲載頁　七十一頁（号外第一一六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年５月二十七日

掲載頁　七十三頁（号外第一一六号）

令和７年６月二十七日

東京都港区西麻布三丁目二一番三―九〇一号

（甲）株式会社ベータグリッド

代表取締役　妹尾　勲

福岡市中央区平尾浄水町三番三号

（乙）株式会社明日クリエイト

代表取締役　松嶋由里子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年６月二十七日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

（甲）Ｓｏｎｇ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

代表社員　アールエス・エイチシー　オー・インベストメント・エイチケー・ホールディングス・リミテッド

職務執行者　コルム・ジョン・オコネル

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

（乙）Ｓｏｎｇ　Ｂｉｄｃｏ合同会社

代表社員　Ｓｏｎｇ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

職務執行者　コルム・ジョン・オコネル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和７年８月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

令和７年６月二十七日

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号

（甲）パーソルホールディングス株式会社

代表取締役　和田　孝雄

東京都港区北青山二丁目九番五号

（乙）パーソルファシリティマネジメント株式会社

代表取締役　槌井　紀之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年４月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第九十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年４月二十八日

掲載頁　五十三頁（号外第九十五号）

令和７年６月二十七日

静岡県浜松市中央区植松町一四六七番地の五

（甲）株式会社前島電気工業社

代表取締役　前嶋　純

静岡県磐田市中泉二四四三番地の三

（乙）前島電気工事株式会社

代表取締役　前嶋　純

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一三八号）

令和７年６月二十七日

名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号

（甲）高田株式会社

代表取締役　鬼頭　佳代

名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号

（乙）株式会社ソースマート

代表取締役　鬼頭　英彦

https://www.fm.persol-group.co.jp/public/index.html

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

大阪府堺市南区泉田中三一〇〇―一九

（甲）医療法人良秀会

理事長　藤井　良幸

大阪府和泉市府中町三丁目一五番三号

（乙）医療法人育生会

理事長　藤井　良幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　九十四頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　九十四頁（号外第一三二号）

令和七年六月二十七日

広島市西区中広町一丁目一二番一六号

（甲）セフト株式会社

代表取締役　山根　久和

広島市西区中広町一丁目一二番一六号

（乙）株式会社ＳＣ保安警備

代表取締役　山根　久和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の食肉加工事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　十七頁

令和七年六月二十七日

宮城県大崎市古川飯川字十文字一〇五番地一

（甲）株式会社新古川ミート

代表取締役　鈴木　優哉

宮城県大崎市古川飯川字十文字一〇五番地一

（乙）株式会社古川ミート

代表取締役　鈴木　優哉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車小売事業（保険代理店事業を含む。）を除く一切の事業（不動産賃貸事業及び太陽光発電事業を含むがこれらに限られない。）に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十三日

掲載頁　九十六頁（号外第二十九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十三日

掲載頁　九十六頁（号外第二十九号）

令和七年六月二十七日

宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番六一号

（甲）株式会社イデアル商事

代表取締役　北田哲次郎

宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番六一号

（乙）株式会社イデアル

代表取締役　北田哲次郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の樹脂成形加工機の自動化・無人化設備の設計製作等の一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　東京新聞

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　二十二頁

令和七年六月二十七日

群馬県伊勢崎市福島町一七三番地

（甲）株式会社ＮＳＫ販売

代表取締役　北原哲五郎

群馬県伊勢崎市福島町一七三番地

（乙）日本省力機械株式会社

代表取締役　田中　章夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の温泉旅館の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二

（甲）株式会社きむら

代表取締役　中村　満

群馬県渋川市伊香保町伊香保五五七番地三二

（乙）有限会社ホテルきむら

代表取締役　木村　幸久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のＲ＆Ｄ事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　七十四頁（号外第一一五号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

千葉県松戸市八ケ崎八丁目一六番地の一

（甲）株式会社リノキノ

代表取締役　赤沼　暢

東京都中央区日本橋浜町二丁目五番一号―四階

（乙）株式会社リノキノＲ＆Ｄ

代表取締役　赤沼　暢

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む健診ソフト事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　七十四頁（号外第一三八号）

令和七年六月二十七日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

（甲）株式会社ＷｅｌｌＢｉｔａ

代表取締役　山下　時彦

大分市王子南町五番二七号

（乙）株式会社ウィルウェイ

代表取締役　佐藤　清孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　六十九頁（号外第九十四号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月二十三日

掲載頁　三頁

令和七年六月二十七日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル二四Ｆ

（甲）株式会社グリットパートナーズ

代表取締役　三宅　雄也

東京都荒川区南千住五丁目二〇番一一号

（乙）伊藤工事株式会社

代表取締役　三宅　雄也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸及び管理事業（ただし、乙がグループ子会社に賃貸しているものを除く）に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　六十頁（号外第一二七号）

令和七年六月二十七日

横浜市保土ケ谷区桜ケ丘二丁目五番一号

（甲）池田商事株式会社

代表取締役　池田　隆彦

横浜市西区みなとみらい三丁目六番三号

（乙）池田産業株式会社

代表取締役　池田　隆彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のアジア事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は金融商品取引法による有価証券報告書提出済みですが、乙は確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

大阪市中央区道修町二丁目六番八号

（甲）住友ファーマ株式会社

代表取締役　木村　徹

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

（乙）ＳＭＰ準備株式会社

代表取締役　西中　重行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十八頁（号外第一〇三号）

令和七年六月二十七日

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の一

（甲）ツービー株式会社

代表取締役　浦田　勝仁

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の一

（乙）戸部商事株式会社

代表取締役　浦田　勝仁

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社読売新聞東京本社（乙、住所東京都千代田区大手町一丁目七番一号）の北九州工場における生産設備賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　読売新聞

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　十九頁

（乙）掲載　読売新聞

掲載の日付　令和七年六月十四日

掲載頁　十六頁

令和七年六月二十七日

福岡市中央区赤坂一丁目一六番五号

株式会社読売新聞西部本社

代表取締役　増田　雅己

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｏｎｗｏｒｄｓ（住所東京都台東区三筋一丁目一七番一二号長沼ビル二〇一）に対して当社の地域観光ＤＸ事業及び訪日マーケティングパートナー事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十七日

東京都台東区三筋一丁目一七番一二号長沼ビル二〇一　ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社

代表取締役　千葉　史子（加藤　史子）

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社愛光（住所神奈川県大和市福田三六七六番地）に対して当社の不動産賃貸事業に関して有する権利義務の一部を、株式会社光はじめ（住所神奈川県大和市福田三六七六番地）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務の一部をそれぞれ承継させることに致しましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

神奈川県大和市福田三六七六番地

有限会社たけふみ物産

取締役　外狩　光治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社ＲＵＳＴＩＣ　ＷＥＤＤＩＮＧ（住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二六八一番地）に対して当社のウェディング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　一〇一頁（号外第一三八号）

令和七年六月二十七日

長野県北佐久郡軽井沢町長倉二六八一

株式会社アンドアール

代表取締役　荒原　秋月

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社神田ホールディングス（住所兵庫県淡路市斗ノ内三四三番地三）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　十七頁

令和七年六月二十七日

兵庫県淡路市浅野南一八五番地一

株式会社神田鉄工所

代表取締役　神田　憲明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社マックスプランニングとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都港区西麻布四丁目一九番六号

合同会社マックスプランニング

代表社員　三津原陽子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都日野市多摩平二―五―一―六三六

合同会社エルバード

代表社員　小田　涼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社イマージェンスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都江東区大島一丁目二番一―二七〇五号

合同会社イマージェンス

代表社員　石束　綾子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都豊島区要町一丁目二七番九号

合同会社Ｓｕｃｃｅｅｄ

代表社員　東　真理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

神奈川県川崎市麻生区高石三丁目二六番六号リブラミノワ一階

合同会社ミノワプランニング

代表社員　箕輪　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

大阪府堺市中区深井清水町二〇九〇番地二

合同会社ナンセ

代表社員　南川　雅代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社Ｓｅｃｏｎｄ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ

代表社員　松村　真吾

代表社員　藤木　来人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＶＯＣとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

大阪市西区南堀江一丁目一六―二三ミラベルノース五〇一

合同会社ＶＯＣ

代表社員　林　佑馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一

遮熱ジャパン合同会社

代表社員　岸　正幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社セキガンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

大分市西鶴崎二―二―一八エンブレム西鶴崎三〇二

合同会社セキガン

代表社員　株式会社ＧＲＯＷプランニング

職務執行者　小早川英樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十日であり、組織変更後の商号は平安建設株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

沖縄県国頭郡恩納村字前兼久五四番地の一

合資会社平安名組

代表社員　平安名盛智

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月三十日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年七月十八日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

エイチ・ピージャパン合同会社

代表社員　ＴＢＧＰ株式会社

職務執行者　稲垣　伸一

令和七年六月二十七日

大阪市西区南堀江一丁目一六―二三ミラベルノース五〇一

合同会社ＶＯＣ

代表社員　林　佑馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一

遮熱ジャパン合同会社

代表社員　岸　正幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社セキガンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

大分市西鶴崎二―二―一八エンブレム西鶴崎三〇二

合同会社セキガン

代表社員　株式会社ＧＲＯＷプランニング

職務執行者　小早川英樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十日であり、組織変更後の商号は平安建設株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

沖縄県国頭郡恩納村字前兼久五四番地の一

合資会社平安名組

代表社員　平安名盛智

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月三十日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年七月十八日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

エイチ・ピージャパン合同会社

代表社員　ＴＢＧＰ株式会社

職務執行者　稲垣　伸一

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月三十日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月二十七日

東京都文京区本郷三丁目六番六号

株式会社テクノテックホールディング

代表取締役　石田　昭夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十七日

埼玉県さいたま市緑区太田窪一丁目二六番地一三パークヒル浦和一〇一号室

合同会社ＺＩＧ―ＺＡＧ

代表社員　橋本　直之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百九十五万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一九番七号

ナノサミット株式会社

代表取締役　熊谷弘太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月四日

掲載頁　一一七頁（号外第一二三号）

令和七年六月二十七日

東京都港区新橋二丁目一二番一号ランディック第三新橋ビル九階

アルプ株式会社

代表取締役　伊藤　浩樹

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日付で資本金の額を六、七〇八、〇七〇、四六八円増加することを予定しておりますが、その後に六、八〇八、〇七〇、四六七円減少し、一円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に予定しております。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyo.grandnikko.com/

令和七年六月二十七日

東京都港区台場二丁目六番一号

株式会社グランドニッコー東京

代表取締役　塚田　忠保

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百五万八千五百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aironworks.com/

令和七年六月二十七日

東京都港区虎ノ門一―一〇―五―一一階

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　寺田　彼日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千四百六十九万九千八百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

東京都港区芝五丁目三二番一二号シャーメゾンステージ田町

株式会社ｈｏｏｔｆｏｌｉｏ

代表取締役　笠原　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　一九七頁（号外第五十五号）

令和七年六月二十七日

東京都渋谷区広尾一丁目三番一号

Ａｌｇａｎｉｚｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　佐藤　康雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九百九十三万一千四百二十九円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://biz.can-ly.com/

令和七年六月二十七日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号

株式会社カンリー

代表取締役　辰巳　衛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千百二万五千円減少し四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社ＮＥホールディングス

代表取締役　近藤　宏樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千十八万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日を予定しております。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十七日

東京都台東区三筋一丁目一七番一二号長沼ビル二〇一　ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社

代表取締役　千葉　史子（加藤　史子）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七五〇〇万円減少し一億円とすることにし、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月五日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十七日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月四日

掲載頁　五十八頁（号外第二十二号）

令和七年六月二十七日

東京都港区東新橋二丁目三番三号

株式会社ワンメディカ

代表取締役　鳥巣　知得

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億五千四百八十万八千八百八十六円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一三号　株式会社ゼネラル・オイスター

代表取締役社長　渡邊　一博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万三千九百七十九円減少し、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十七日

山梨県南都留郡鳴沢村七三二八番地四一

鳴沢森林開発株式会社

代表取締役　長谷川健治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百六十九万七千六百三十八円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年七月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://remare.jp/

令和七年六月二十七日

愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目二番三二号

株式会社ＲＥＭＡＲＥ

代表取締役　間瀬　雅介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千二十九万百十円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://funfo.co.jp

令和七年六月二十七日

京都市下京区万寿寺中之町七八

ファンフォ株式会社

代表取締役　喬　恒越

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百四十万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目七番一五号

株式会社ステムリム

代表取締役　岡島　正恒

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/nnv.html

令和七年六月二十七日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

ＮＡＮＫＡＩ　ＮＥＸＴ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ株式会社　代表取締役　古山　邦彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

兵庫県芦屋市東山町七番三一号

有限会社アトーレ

取締役　桐山　一憲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

愛媛県松山市平田町三七二番地三

松栄運送有限会社

代表取締役　作道　和彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年六月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

佐賀県唐津市厳木町本山三七八番三号

株式会社ＪＯＹＲＯＩＤ

代表取締役　大野　普一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千五百万円減少し金五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十七日

熊本県八代郡氷川町吉本九四番地

有限会社堀内製油

取締役　堀内　貴志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億五千五百六十五万円、利益準備金の額を二千八百万円減少し、資本準備金の額を〇円、利益準備金の額を三千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

福島県福島市万世町二番五号

株式会社福島銀行

代表取締役　鈴木　岳伯

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社神山設計との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

群馬県前橋市城東町四丁目二番一八号

株式会社神山ホールディングス

代表取締役　田中　伊織

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百九億九千九百三十二万七千六百五十七円、利益準備金の額を六億二千七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵三八八番地

太陽ホールディングス株式会社

代表取締役社長　齋藤　斉

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十一億九千百四万二千五百円減少し、百四十三万七千五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

東京都墨田区立花五丁目五一番一一号

株式会社オータム

代表取締役　秋元　雅好

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社岩滝彫刻及びイワタキ技研株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　六十七頁（号外第一三八号）

令和七年六月二十七日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号

株式会社ＩＷＡＴＡＫＩ

代表取締役　岩瀧　行雄

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社婦中技研との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　六十七頁（号外第一三八号）

令和七年六月二十七日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号

株式会社岩滝彫刻

代表取締役　岩瀧　行雄

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社岩滝彫刻及びイワタキ技研株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　六十七頁（号外第一三八号）

令和七年六月二十七日

東京都大田区東雪谷四丁目一七番一二号

株式会社ＩＷＡＴＡＫＩ

代表取締役　岩瀧　行雄

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月一日を効力発生日とする小谷生コンクリート工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　二十七頁

令和七年六月二十七日

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字川原丙五二一番地一

株式会社鷲澤建設

代表取締役　鷲澤　尊

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

岐阜県各務原市須衛町七丁目四九番地二

株式会社ＦＪＫｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　安藤　彰浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二、七八九、五〇六、二〇〇円減少し、一四、五七三、五九九、三四〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

岡山県岡山市北区平田一七三番地一〇四

株式会社サンマルクホールディングス

代表取締役　藤川　祐樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億千五百九十六万七十九円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

宮崎県日向市大字財光寺字沖ノ原一〇五五番地一

株式会社ＫＩＫＫＡＷＡ

代表取締役　吉川慎一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億六千四百九十二万六千四百円、資本準備金の額を十七億六千四百九十二万六千四百円それぞれ減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は、令和七年七月三十日であり、取締役会決議は、令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

東京都千代田区麹町五丁目三番三号

株式会社ライトワークス

代表取締役　江口　夏郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、第五回新株予約権の行使に伴い資本金及び資本準備金の額の増加の効力発生を条件として、資本金の額を九十六億千七百十二万九千二百十六円、資本準備金の額を九十六億千七百十二万九千二百十五円減少し、資本金を一億円、資本準備金を百億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表および損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.leopalace21.co.jp/IR.html

令和七年六月二十七日

東京都中野区本町二丁目五四番一一号

株式会社レオパレス21

代表取締役　宮尾　文也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千四百七十八万五百五十六円、資本準備金の額を十一億三千三百五十二万三千四百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　五十九頁（号外第九十四号）

令和七年六月二十七日

東京都品川区西五反田一丁目一三番七号マルキビル一〇一号室

株式会社日本農業

代表取締役　内藤　祥平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億一千七百三十二万八百円、資本準備金の額を金九億五千九百三十二万八百円減少し、それぞれ金一億円、金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

東京都港区新橋一丁目一一三アーバンネット内幸町ビル三階

ソーシャルワイヤー株式会社

代表取締役　矢田　峰之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百五十八万二百三十九円、資本準備金の額を三億七千四百五十八万二百三十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　九十頁（号外第一三五号）

令和七年六月二十七日

東京都板橋区坂下三丁目三七番八号

株式会社トランスポート・エースアンドエース

代表取締役　西岡　有子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百九十九万九千八百八十五円、資本準備金の額を四億九千九百九十九万九千八百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十一月十四日

掲載頁　六十四頁（号外第二六六号）

令和七年六月二十七日

東京都千代田区神田錦町二丁目四番地ダヴィンチ小川町五階　株式会社Ｐｌｏｔ

代表取締役　奥野　翔太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千四百三十三万九千五百三円減少して一億円とし、減少額全額を資本準備金とすること、資本準備金の額を六億六千七百七十八万二千二十円減少して二億四千五百七十万六千九百八十五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aub.co.jp/archives/public-announce

令和七年六月二十七日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階

ＡｕＢ株式会社

代表取締役　鈴木　啓太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億六千百八万九千九百八十七円、資本準備金の額を九億六千百八万九千九百八十七円減少し、それぞれ三十九億九千七百六十七万三千三百八円、十八億二千七百六十七万三千三百八円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

愛知県蒲郡市三谷北通六丁目二〇九番地の一

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング

代表取締役　山田　一登

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

愛知県清須市朝日愛宕六二番地一

ＥＤＭホールディングス株式会社

代表取締役　井垣　伸一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十二億一千六百六十六万六千百七十八円、資本準備金の額を十五億七千九百九十七万九千四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十七日

神戸市中央区京町八三番地三宮センチュリービル

株式会社キムラタン

代表取締役　九鬼祐一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十七日

千葉県流山市流山一丁目二六四番地

流鉄株式会社

代表取締役　小宮山英一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十七日

東京都中央区日本橋横山町九番一五号

株式会社東京エコール

代表取締役　杉山　一徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十七日

愛媛県今治市伯方町木浦甲八四一番地

伯方塩業株式会社

代表取締役　石丸　一三

合併につき株券等提出公告

当社は、令和七年五月二十六日掲載の株券等提出公告において、株式会社テクノテックとの合併に係る株券提出日を令和七年六月三十日としておりましたが、株券提出日を令和七年七月一日に変更することといたしました。つきましては、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都文京区本郷三丁目六番六号

株式会社テクノテックホールディング

代表取締役　石田　昭夫

合併公告及び新設分割公告

甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は新設分割により新設する株式会社タカコーポレーション（住所さいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇番地一）に対して甲の権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この合併及び会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇三号）

令和七年六月二十七日

さいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇番地一

（甲）株式会社成均企画

代表取締役　鵜野　協子

さいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇番地

（乙）株式会社タカコーポレーション

代表取締役　鵜野　協子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

なんば開発特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金九億五千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十七日

掲載頁　六十六頁（号外第九号）

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光ベルホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を次の通り減少することといたしました。

一、損失填補の為に減少する額　百四十八億五千五百九十五万八千六百十七円

一、減少後の優先資本金の額　四百億八千四百三十九万五千百四円

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、社員総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s05767-2c9fx/

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

Ｔｓｕｂａｋｉ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二億八千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十一日

掲載頁　八十三頁（号外第一六六号）

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイコアレジ6ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十七日

掲載頁　七十二頁（号外第三十一号）

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＡＡＪ　Ｉ特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00038

令和七年六月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・シックス

特定目的会社　取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十五億八百万口を二十億四百万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月二十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

東京都中央区新富一丁目七番三号

株式会社ハローズ

確定給付企業年金清算人　藤澤洋一郎

訂正公告

令和七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第四十期決算公告（枠組）中、（うち当期純損失）の金額「1,272」とあるは「709」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十七日

石川県羽咋市本江町ヌ部八番地

創和テキスタイル株式会社

代表取締役社長　澤松　登